

令和4年余市町議会第1回定例会会議録（第2号）

開 議 午前10時00分
延 会 午後 1時47分

○招 集 年 月 日

令和4年3月1日（火曜日）

○招 集 の 場 所

余市町議事堂

○開 議

令和4年3月2日（水曜日） 午前10時

○出 席 議 員 （17名）

余市町議会議長	3番	中井寿夫
余市町議会副議長	17番	土屋美奈子
余市町議会議員	1番	野呂栄二
〃	2番	吉田豊
〃	4番	藤野博三
〃	5番	内海博一
〃	6番	庄巖龍
〃	8番	白川栄美子
〃	9番	寺田進
〃	10番	彫谷吉英
〃	11番	茅根英昭
〃	12番	近藤徹哉
〃	13番	安久莊一郎
〃	14番	大物翔
〃	15番	中谷栄利
〃	16番	山本正行
〃	18番	岸本好且

○出 席 者

余市町長	齊藤啓輔
副町長	細山俊樹
総務部長	須貝達哉
総務課長	増田豊実
企画政策課長	阿部弘亨
財政課長	高橋伸明
民生部長	上村友成
子育て・健康推進課長	芹川かおり
保険課長	中島豊
環境対策課長	成田文明
経済部長	渡辺郁尚
商工観光課長	橋端良平
建設水道部長	千葉雅樹
まちづくり計画課長	庄木淳一
教育委員会教育長	前坂伸也
教育部長	中村利美
学校教育課長	高田幸樹

○事務局職員出席者

事務局長	羽生満広
主任	細川雄哉
書記	小林宥斗

○議 事 日 程

第1 一般質問

○欠 席 議 員 （0名）

開 議 午前10時00分

○議長（中井寿夫君） ただいまから令和4年余市町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は17名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。

なお、浅野社会教育課長は自宅待機のため欠席の旨届出があり、これを許可したことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長（中井寿夫君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位4番、議席番号16番、山本議員の発言を許します。

○16番（山本正行君） 令和4年第1回定例会に当たり、さきに通告した一般質問1件であります。町長におかれては前向きな答弁をお願いします。

件名、西部地区の悪臭について。昨年の夏は近年になく暑い日が続く、窓を開ける日も多かったように思います。以前からですが、西部地区の住民から悪臭について多くの苦情を聞いています。町政執行方針にもあるように、悪臭など調査、測定を引き続き実施するとなっているが、悪臭問題が長い間にわたって改善されないのはなぜなのか。今までの経緯と今後の解決に向けた方策を伺います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁します。

本町西部地区において発生しております悪臭につきましては、地域の水産加工関連事業所から発生しているものであり、作業内容や気象状況により西部地域を中心に異臭が広がっているものがあります。町といたしましては、年6回悪臭物質の測定を実施するとともに、悪臭の発生時には原因の調査並びに改善指導を行っているところであ

り、来年度は一層の悪臭対策設備の改善を行う予定と伺っているところでありますので、引き続き監視、指導の強化を進めてまいります。

○16番（山本正行君） 今町長から答弁あったとおり、地区の水産加工業者のほうから出る状況になっていると。さらには、年6回悪臭物質の測定もしているということでもあります。来年には改善の方向で、来年というか、今年ですね。今年改善の方向になるのかなという答弁でありました。ただ、この問題が余市町議会の中でしばらく質問されておられません。そんな中で、私も議員になって3年目になりますが、梅川地区、要するにはこの問題となっている水産加工業者の入っている加工団地の周辺の区会の一員として20年以上私もあそこの地区に住んでおりますが、やはりその付近の住民の方々とよく話をすることも多くあります。そんなことで、先ほども申し上げましたが、夏の暑い中、夕食、御飯を食べる頃に暑くて我慢できなくて窓開けると、すごい臭いが入ってくるということも多々あります。私のところは、今住んでいるところはちょうどその団地から約2キロ離れたところに住宅があります。2キロ離れているのですが、南風が吹くと悪臭がすごいという状況になっていると。こういうことを考えると、この悪臭に対する法律が、悪臭防止法という法律がありまして、それに基づきますと、やはり各事業所の活動に伴って発生する悪臭、これは必要な規制を行うということによって生活環境を保全し、国民の健康の保護に資するというふうには法律では定められております。それで、今答弁いただいた中で悪臭の測定は行っていますということでもありますので、ここでまず1点を質問しますが、測定結果に基づいた特定事業所の立入検査を行っているのかどうか、それをお知らせ願いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきます。

技術的な質問なので、私が答えるべき内容かどうか分かりませんが、今担当に確認したところ、特定の立入検査ということではなくて、苦情があるたびに環境対策課の職員が行って、そちらの業者と話しているということでございます。

○16番（山本正行君） 専門的なことで申し訳なかったのですが、やはり今まで何十年にもわたってこの問題がなかなか解決できないというのは私自身も重々地域の事情含めて理解はするところがあります。ただ、やはり長くそこで暮らしている町民、住民の方のことを考えると、どこまで改善できるか分かりませんが、今日の町長の答弁の中にもあったとおり、悪臭対策設備の改善を行う予定という答弁がありましたので、ぜひとも該当している事業所のほうにその旨をきちんと伝えながら指導を強めていただきたい。これは、法律上考えますと、かなり厳しい法体系にはなっていますので、そこまでやるとまた話が相当ややこしくなるので、私はそこまでは要求しませんが、ぜひとも地域の住民が安心して快適な生活を送れるような、そういう環境をつくっていただきたいというふうに思っております。また、町政執行方針の結びにもあるように、未来に向けて住みやすい町をつくるという言葉がありますので、町長におかれてはこの対策をより一層強めて、地域住民が快適に暮らせる環境をつくっていただきたいという思いでありますので、ぜひとも最後にもう一言前向きな答弁をよろしくお願いいたしますと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 16番、山本議員の質問に答弁させていただきたいと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、設備の改善を行う予定と聞いているところなので、このような質問が山本議員からあったということは担当課からきちんと業者とコミュニケーションするというところで伝えておきたいと思っております。

○議長（中井寿夫君） 山本議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時20分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位5番、議席番号13番、安久議員の発言を許します。

○13番（安久莊一郎君） 第1回定例会に当たり、一般質問1件、よろしくお願いいたします。

本町でのコロナ感染対策について。新型コロナウイルスの感染状況は、全国的に依然深刻で、重症者の増加、特に死亡者の1日当たりの数は過去最多を記録して、厚労省の専門家組織は2月16日の会合の分析でピークは越えたとしつつも、高齢者を中心に重症者、死亡者が今後増加する危険があると指摘しています。全国知事会も2月15日に全国的な感染拡大の早期抑制に向けた緊急提言を発表し、感染収束の見通しが立たず、多くの地域で保健、医療体制が危機的な状況に陥りつつあると危機が国民に正しく認識されるよう国において強く発信するよう求めています。また、岸田政権が昨年11月に決めたコロナ対策の取組の全体像の見直しを含めた全般的な対処方針の明確化も求めています。オミクロン株蔓延前に策定された全体像では、実態に即した対応はできないからです。そこで、新型コロナウイルス感染対策に関わって以下の質問をします。

1、本町での保健、医療体制の現状と今後の取組の重点について。

2、本町での高齢者の重症者、死亡者増加の危険性はありませんか。本町から保健所がなくなり、実態把握に支障は出ていませんか。自公政権により全国で保健所が半減されました。憲法第25条第2項で生存権に対する国の責務として公衆衛生の向上を掲げていますが、その目的に明らかに反し

ていると考えます。このことについても見解を求めます。

3、介護や医療機関で働いている人が感染予防のため自宅に帰宅できない場合が起こり得ます。そのための緊急避難場所が必要となります。介護施設で独自に用意しているところもあります。仁木町では、宿泊施設を準備しています。本町でもそのための住居を用意することを考えていただきたい。介護や医療機関で働いている人は、命を守るために懸命に働いておられる。その努力に報いる施策を求めます。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁します。

1点目の新型コロナウイルス感染対策に関わる保健、医療体制の現状については、道が総合的に取り組むよう進めているところであります。

2点目の本町の感染者に関する情報については、実態把握も含め道が一元的に管理しておりますが、このことにより町行政に支障が出ているとは考えておりません。また、高齢者の重症者、死亡者の増加は見られていません。

3点目の医療、介護従事者に対する支援については、国、道の施策として実施されているところであります。

○13番（安久莊一郎君） 余市町の状況について今町長からお話がありましたが、やはり全国的なこの感染状況、これは十分に把握しなくてはいけないと思うのです。私が、前文で述べたように、厚労省の専門家組織の分析、これでピークは越えたといっても高齢者を中心に重症者、死亡者が今後増加する危険性があると。これも非常に大事な指摘だと思うのです。やっぱり余市町もこの流れの中で、これから逃れるわけにはいかないと思います。それから、全国知事会の緊急提言、これでも感染収束の見通しが立たず、多くの地域で保健、医療体制が危機的な状況に陥りつつあると。そして、国民がこの危機を正しく認識されるように国

が強く発信するよう求めているのです。それから、この全国知事会は今の岸田政権が昨年の11月に決めた取組の全体像、これの見直しを含めて緊急提言しているわけです。昨年の11月というのは、まだオミクロン株が蔓延する前に策定された全体像なのです。ですから、これでは現在のオミクロン株の蔓延、感染状況には対応できないということがいろいろ指摘されているわけです。この全体の国の流れをきちんと見て余市町も考えないと。それでこの対策に真剣に取り組まないということは、危険性が十分に認識されないと思うのですけれども、それについてお答え願いたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。新型コロナウイルスに対しては、各自で十分感染状況に注意しながらきちんと手指の消毒をすとか、飛沫が飛び散らないようにすとか、そういう対策が必要だというふうに思っています。

○13番（安久莊一郎君） ぜひ余市町も全国のオミクロン株の恐ろしさというのですか、これから逃れるわけにはいかないのか、考えていただきたいと思うのです。余市町では、高齢者の重症化、それから死亡者の具体的な数は押さえられておりますか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、高齢者の重症者、死亡者は増加していないということでございます。

○13番（安久莊一郎君） なぜそこを調査しないのですか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきます。

先ほど私の話聞いていましたでしょうか。実態把握は、道が一元的にやっているということでございます。

○13番（安久莊一郎君） ちょっと最後のところ

もう一度おっしゃっていただけないでしょうか。ちょっと私難聴になりましたので、よく聞き取れないものですから。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

感染者の実態の把握に関しては、道が一元的に管理しております。

○13番（安久莊一郎君） 道が一元的に管理しているので、町は、その管理しているものを聞くというわけにはいかないのですか。どうしても実態が分からなければ感染対策というのは取れないと思うのですけれども、町長としては感染実態をどのように踏まえて、どのように対処して、例えばさっき、そんなに重症者とか死亡者は何かいない、危険性を感じていないというような発言だったと思うのですけれども、その根拠としてのものは道からの情報はなくても町長、町として把握しているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

危険性がないとは一言も言っていませんので、その点注視しておいてください。本件に関しては、余市町に関しては1回目、2回目、高齢者のワクチンも接種しているわけで、3回目も進めているわけです。そのように高齢者の安全性を守るための手法、ワクチン接種の円滑な実施を中心に進めているところであります。

○13番（安久莊一郎君） 1回目、2回目のワクチン、これについて余市町で努力されて、大体スムーズにいったと思うのです。それについては、非常に評価ができるのではないかと思います。しかし、このワクチンも3回目もほぼ今月中には高齢者終わって、それから医療関係、そういう機関のところではもう既に終わっているということで、順調にきていると思うのですけれども、ただやっぱり一番今心配になっているのは重症者、それから高齢者の死亡者の数の部分、先ほど私紹介

した全国的な状況から見て、余市町もそれからは逃れられないと思うのです。ですから、そのところをやっぱり本町としても深刻に考える必要あるのではないかと思いますので、この質問したわけです。だけれども、やっぱり実態が分からないまま対策を取るということはできないと思うのですけれども、余市町の対策は何を、どういう実態を踏まえて対策を取ろうとされているのか重ねて伺いたしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほどから同じ質問で、議論が全然深まっていけないのですけれども、余市町としてはワクチンの円滑な実施で、それをもってきちんと対策をしているということでありまして、コロナ感染症に関しては飛沫が飛び散らないようにするとか、きちんと手指消毒をするとか、各自できちんと認識して、安全性を確保するということが必要ではないかというふうに思っております。

○13番（安久莊一郎君） ワクチン接種でやっていくというのは、これ正しいと思うのです。この方法で全国でも取り組んでいる。ですから、そこはいいのです。だけれども、ワクチンもイスラエルなんかはもう国民の七、八割、3回目が終わっているのに今度またオミクロン株で感染が広がっているという実態もあります。だから、ワクチン接種も2回目から6か月過ぎたらまた感染者が出ているという、そういう実態もあるわけですから、やっぱりワクチンだけでなく、ワクチン接種したから大丈夫ということではないと思うのですけれども、そこら辺の認識はどうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

ワクチン接種したから、かからないというわけではないのですけれども、ワクチン接種によって重症化を防げたり、軽症で済むというような効果があるというふうには、そういうふうな結果が出て

いるということは聞いておりますので、その点コロナウイルス対策にはなるのではないかなと思っています。

○13番（安久莊一郎君） 我が党も今の事態、やっぱりワクチン、都会なんかではワクチンがまだ行き渡っていないということもありますから、余市町はその点非常に優れていると思うのです。だけれども、ワクチンだけではなくて、ワクチンを接種しながら、あとやっぱり検査、PCR検査を中心として感染の火種がないかどうか、これをちゃんとつかんでいくと。これもしていかないと感染防止にならないと思います。だから、そういう意味で私質問しているわけですけれども、余市町で実態がつかみ切れない、道が一元的に管理して、その情報は正確に入っていないということが分かりましたので、やっぱりそこは何としても余市町としても実態をつかむように進めていってほしいと思います。

それから、質問にありました保健所の役割です。今保健所が、非常にコロナ感染対策で全国の保健所職員が日夜奮闘されて、へとへとになっている状態がありますけれども、保健所がこの間半分に減らされてしまったということで、なお一層保健所の負担というのは大きくなっているというのがこれ全国のいろいろな方々からの声が上がっているわけです。余市も保健所がなくなりました。倶知安保健所に統合されてしまいました。そのことについて、質問にもありましたけれども、保健所の設置は憲法第25条第2項、生存権に対する国の責務ということで、公衆衛生の向上ということで、非常に大きな問題だと思うのです。これについては、余市町で保健所を再度つくることができるかどうかということはこれ慎重に考えなくてはいけないと思うのですけれども、やっぱり保健所の役割というのをもう一度ここで考え直す必要があるのではないかなと思うのです。戦前の保健所というのは、やっぱり軍国主義の時代ですから、優

秀な兵士をつくるための保健所の任務があったわけです。それが戦後、その反省の上に立って、先ほど言いました憲法第25条第2項できちんと公衆衛生の向上と増進を図るために保健所がつくられておりましたが、そのこのところをしっかりとつかんでいってほしいと思います。

それから、最後に、3番目に、介護施設や医療機関で働いている方が自宅に帰れないような状況に陥ったときにやっぱり自宅に帰れないで、どこか緊急避難する場所、これはどうしても必要だと思うのですけれども、これについて再度見解をいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

質問内容が1問目と同じなので、同じ答弁になりますけれども、国、道の施策として実施されているところだというふうに考えています。

○13番（安久莊一郎君） 国のほうの施策を待つのではなくて、余市町として独自に余市町のそういう介護施設とか医療機関の奮闘に応えるために緊急避難場所、これを用意することが必要ではないのかという質問なのです。隣の仁木町では、何かそういう施設を用意しているというのを聞きました。だから、余市町だってそのこのところを考えて、全部介護施設だとか医療機関にそういう緊急避難場所をつくることを丸投げするのではなくて、余市町としてもそのことを考えて、奮闘されている関係者に応えるべきではないのかというのが私の質問の趣旨なのです。再度お答えをお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

隣の町の状況をおっしゃっていましたが、そちらに関しては今まで利用した人はいないとのことで、いわゆる安久議員がおっしゃる緊急避難所が医療機関、介護職員の奮闘に応える施策だとは思いません。

○13番（安久莊一郎君） この緊急避難場所というのは危機が訪れた、そういう困難な状態に陥ったときに安心できる場所ということなのです。だから、今までなかったから必要ないということではないと思います。いつそういう事態が起こるか分からない。だから、それに対してきちんと備えをしておくということが大事ではないかと思えます。ですから、このことを私に訴えた方がいるのです。そこの施設の方は、そういう事態は、緊急避難しなくてはいけないような事態は職員に起こり得ると。ですから、そこで独自に一軒家を借りて、1階と2階のスペースをそれぞれ分けて、だから2人は生活できるように、そういう場所を設定しているのです。どうして町はやってくれないのだという怒りの声を聞きました。だから、そういう声にも応える、そしてそういう関係者の奮闘にも応えていくということは余市町としてやるべきではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

緊急避難所をつくることが関係者の奮闘に応えることになるとは思っていないということでございます。あと、その需要があるという話は聞いておりませんし、町としてやるつもりはございません。

○13番（安久莊一郎君） ちょっと残念なのです。声を聞いていないという。私今伝えたのは、直接私はその方から、介護施設の責任者から聞いた声なのです。だから、町としても調査して、各介護施設とか医療機関等に聞いて、どんな実態なのか、それをまずつかんで、その上に立って方針を決めていくと、これが求められるのではないのでしょうか。それをぜひお願いしたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

先ほど申し上げたとおり、町としてはやるつもりはありません。本件に関しては国、道の施策として実施されているところであります。

○13番（安久莊一郎君） 非常に残念なお答えですけれども、これは本当にこれからまた、今はオミクロン株ですけれども、この後どうなるか分からないです、このコロナウイルスの性質からいって。ですから、それに対するちゃんとした備え、そしてそれに当たっている方々に対するやっぱりきちんとした手だて、それに応えていくと。これがこの余市町の使命だと思うのですけれども、それをぜひやって、考えていただきたいということをもって私の質問終わります。

○議長（中井寿夫君） 安久議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位6番、議席番号18番、岸本議員の発言を許します。

○18番（岸本好且君） 令和4年第1回定例会開催に当たり、さきに提出しております質問1件について行います。齊藤町長におかれましては、答弁方よろしくお願いいたします。

件名、本町の空き家対策の取り組みについて。近年全国的に空き家が急増加の傾向にあります。その中でも適切な管理が行われていない空き家による火災の危険性や倒壊のおそれ、安全性の低下、公衆衛生の悪化、町並み景観の阻害など多岐にわたる問題が懸念されています。特に本町は高齢化率も高く、さらなる人口減少や高齢化が進展していくことにより、空き家の増加が予想されます。さらに、冬期間における落雪事故のおそれもあり、

町民の生活環境の保全を図る上で空き家対策は重要な取組です。現在特に問題になっているのは、空き家になったにもかかわらず買手や借手を募集しておらず、そのまま置かれている状態が長く続いているものであり、本町においてもその傾向にあります。親の死亡後そのままにしておくケースがそれに当たります。しかも、木造住宅が圧倒的に多いことが空き家問題に拍車をかけています。住まなくても維持管理を行っておれば問題がありませんが、実態はそうになっておりません。以下、町長に伺います。

- 1、本町の空き家の実態と今後の推移について。
 - 2、空き家の安全、安心確保について。
 - 3、空き家の活用促進について。
 - 4、空き家を増やさない予防推進について。
- 以上、よろしく願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁します。

1点目の本町の空き家の実態と今後の推移についてですが、現在858件、令和4年2月25日現在ですが、空き家が存在しており、今後においても人口減少や都市部への転出により増加することが見込まれるものと考えております。

2点目の空き家の安心、安全の確保についてですが、空き家所有者へ適切な維持管理を行うよう町広報、町ホームページにより周知するとともに、定期的に現地調査を行い、管理が適切でない所有者へ現状写真を添付の上、対応を願うよう求めています。

3点目の空き家の活用促進と4点目の空き家を増やさない予防推進についてですが、関連がありますので、一括して答弁します。空き家を増やさない対策としては、平成28年度から空家住宅除却費補助制度を創設し、除却費の一部を補助することにより不良住宅を減らすとともに、しりべし空き家バンクへの登録や売買、賃貸により空き家を活用することを求めています。

○18番（岸本好且君） この空き家対策については、これまでも多くの議員がしておりますし、その意味では余市町に限らず、大変重たいテーマです。そこで、再質問させていただきますが、空き家の数値については今町長のほうから数字が述べられました。この数値というのは、総務省が行う住宅・土地統計調査が5年ごとに発表して、それぞれ全国、北海道、市町村ごとに出されていると思います。地域によって多少数値は当然北海道と本州とはまた違いがありますし、同じ北海道でも都市部と地方とまた違うところがあると思いますけれども、おおむね総住宅の大体13%から14%、多いところで15%のところかなと思うのですけれども、平成30年3月に策定した余市町空家等対策計画を見ますと、資料にも詳しく数値が載っています。それ平成25年の数値が載っているわけですが、今町長が言いました858件、約900戸、それから5年今たって、平成30年にもこの住宅・土地統計調査が行われていると思いますが、特にその他に該当する住宅がこの数字だと思えますけれども、今町長のほうからは増加傾向にあると。これ5年たって、平成30年ですから、さらにまた5年今たとうとしているわけですが、もっと具体的に傾向、どのように分析されているかお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思えます。

空き家の戸数の傾向ということですね。でしたら、先ほど申し上げましたとおり、人口減少や転出などにより徐々に微増をしているということでございます。

○18番（岸本好且君） 当然そういう分析というか、そういうふうになると思えますけれども、今回それをどう食い止めていくかというのがこの空き家対策の重要なところで、要は空き家のうち賃貸用住宅、それから売却用住宅、それから二次的住宅、数は少ないと思えますけれども、一時的に

余市に住んで、季節、夏になるのか別として、そういう二次的住宅を除くその他の住宅が全体の大体半数以上を占めていると。その結果、その中で特に危険性の高い空き家住宅については、余市町空家等対策協議会で特定空家ということで指定していると思いますけれども、その判断基準は、特定空家というのは大変危険度が高い住宅、その件数、数はちょっと別として、これも増加傾向にあるという分析でよろしいですか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

特定空家の件数は手元に資料ないので、分からないですけれども、もちろん空き家が増えればそれも増えることが想定はされると思います。

○18番（岸本好且君） 1点目の質問についてはそういう実態であるということは承知をいたしました。

それを受けて、今度安心、安全をどう確保、担保していくかということになると思います。それで、空き家の特に今大変問題になっている特定空家と言われる住宅が、多分多くの議員さんもそうですし、当然役場の担当課も含め、区会長さんも含めて相談を受ける方がちょっと多いと思います。担当課の皆さんも案件によっては非常に神経を使って対応に追われている状況も十分承知しておりますが、やはりいろいろな事情があって、住宅をそのまま放置している。やはり基本は所有者が責任を持って、まず空き家になって置かれている住宅の現状をきちんと伝えていくことが大事かと思えます。ほとんどの所有者というのは余市町から離れていますし、家族の状況もそれぞれ違います。今データベース化していると思いますけれども、空き家情報をどうしていくか。所有者に対する注意喚起の使い方、伝え方、いろいろな、郵便で伝えたり、いろいろな方法やっているといますけれども、逆に相談を受けた体制だとか、そのような注意喚起の伝え方や相談体制などはどのよ

うになっていますか。お聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、広報ですとかホームページで周知するとともに、現地調査を行って、管理が適切でない所有者へ写真を添付して、対応を求めているということでございます。

○18番（岸本好且君） 今の安心、安全の確保の意味で、特に今回は特定空家について、それを中心にちょっと質問させていただきませうけれども、特定空家、今数字が出ていないということで、これは目視で実際に立入りして検査するということはなかなか難しいと思いますので、そういう特定空家に該当するかしらないかの判断基準、これは非常に町民も関心持っていると思います。それで、危険性が非常に高いと思われるこの特定空家等の判断基準というのは、法としては具体的に規定をしていない。国が示すガイドラインを参考に各市町村がその地域の実情に合わせて判断基準を定めていくと、そういう対応をすることになっていきます。本町の判断基準は幾つかの調査項目、指針があって、項目があると聞いていますけれども、細かく規定されていますけれども、その中で余市町の実情を勘案した、例えば札幌、小樽と違う何か余市町の特徴的なものが、そういう項目なんか本来は入っているべきだと思いますけれども、そういうものが入っているかどうか再度お聞きをします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

特定空家の数、先ほどの数値は2件ということで、判断基準は国のガイドラインに基づいて判断しているということでありまして、余市に特徴的なものというのは特にございません。

○18番（岸本好且君） 2件というお話ですけれども、非常に少ないと感じたのですけれども、それはそれとして、空き家問題、特に所有者のいろ

いろな事情が絡んでいますので、解決に非常に時間がかかるということも事実ですので、それを受けて、平成30年3月に策定した余市町空家等対策計画で5年間の達成目標というのを立てていると思うのです。それを設定して、特定空家の除去だとか解体の件数、それから解体しないまでも是正する件数、それから実際に空き家が活用されたと、そういうものを目標としてそれぞれ5年間、平成30年度から平成34年度ですから、今年までの5年間で、例えば解体の件数が50件、年間10件ずつ5年、あと解体しないまでも是正を25件、そのほか25件とありますけれども、今の町長の特定空家が今のところ2件という、実際目標数値は50件ということで、これ調査が緩いとは私は言いませんけれども、実態はもっとあるような気がするのですけれども、その辺はこれまでの、平成30年から今まで5年間の推移もありますので、およその目標に対する取組、これが達成したからよかったということではなくて、その前段のベースとなるものがきちんとしたものなのか、ちょっと数字的に実態見るとそんなに、あまりにも少ない数字に見えるものですから、再度その辺お聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

特定空家の数は以前も今も2件ということみたいですが、計画の達成状況としては、計画としてはもちろん不良空き家を除去することが目標になってくるわけですが、もちろん町の予算でやるわけにもいかないものですから、これは個人の所有物なので、そういう意味でなかなか簡単には解決できる問題ではないというふうに考えています。

○18番（岸本好且君） 今ちょっと特定の空き家の話になっていますけれども、不良住宅も含めて、皆さんも感じられておりますけれども、特に今年は雪が多い。夏場はなかなか実際にそこが空き家になっているかどうか、雑草等が生えていたら

そこは分かりませんが、なかなか分かりづらいものもあります。しかし、今年のように雪が多くなると、歴然として長期間ここは空き家状態になっているというのが分かる。そのことがきちんと管理されていればいいのですが、実際はなかなか管理していないために、例えば最初言いましたように、安全性が非常に低下している状況中には、それは人によっては違いますが、区会長さんあたりもそのような心配されているところも聞いております。そこで、さっき言った調査項目の中に例えば、不良住宅と言ってもいいです。例えば、冬に例えれば落雪する可能性がある。そこに幹線道路が隣接している、ましてや通学路、それからその住宅が近い、そういうことについて一生懸命担当課で、それから対策協議会で現地調査も含めてきめ細かくやっていると思います。それは認めた上で、もう一步実効あるといいますか、住宅は一年一年老朽化していきましますし、それだけ耐久といいますか、そういうのも落ちていきますので、今年はいいいいっていいかどうか分かりませんので、その辺の現地調査の在り方、それからここはあまり言いませんけれども、実際に建築のそういう免許を持っている方、我々素人と見る目とまた違いますので、その辺の体制というのはどのようになっていますか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

特定空家を認定するというか、不良住宅を認定するパトロールというか、そういうのはどうなっているかという質問の趣旨だと思いますけれども、それに関しては町のほうで現地調査を行って、空家等対策協議会に資料を出して、そこで認定するというプロセスを取っているわけです。どのように実際動いているのかというのはちょっと細かい技術的な話になって、大きな政策の話ではなくなっていくので、折を見て常任委員会等で担当に聞いていただければと思いますが、いずれにせよ

町としては適切でない所有者へ対応を求めるとい
うようなことはやってございます。

○18番（岸本好且君） 分かりました。

次進みます。それで、活用の促進、この空き家、
これは一般住宅に限らず空き店舗も含めて、それ
ぞれこれまでも町のほうでいろいろ対策取って、
されていることは分かります。それで、空き家の
活用促進、これ相手方があることですから、例え
ばこういう条件であれば余市に残している住宅を
活用してもらいたいと。これは町の仕事ではない
ですけれども、民間、それから関係団体等も含め
て、その窓口といたしますか、取っかかりをやっ
ぱり町がもう一步踏み込んでやらないと、この空
家対策というのはなかなか前に進まない。今コロ
ナ禍で来町者少ないですけれども、これから町の
発展のためには交流人口といたしますか、そうい
うためには町並みも含めて大事な空き家対策と思
いますけれども、今それをマッチングするといいま
すか、そういう所有者の方と必要とする方をどう
いうふうにつないでいくというのは大事だと思
いますけれども、今平成23年11月から後志の空
家バンクに町が参加していると思えますけれども、
それは機能として、これ余市町に限らず、まだ
まだなのか、聞くところによるとあまり機能して
いないような、システムが合っているかどうか別
として、後志の空き家バンク、余市町として今
参加している中でどのような取組というか、成
果が出ているのか含めて答弁をお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質
問に答弁させていただきたいと思えます。

空き家バンクについては余市町も参画して
おりますが、空き家の数に比べて売買成約の
数というのはやはり少ないのではないかと
いうふうに思っております。現在の成約状
況は9件なので、全然少ないと思いま
す。他方で、これは個人間の売買
の話であり、一般の不動産取引の話
なので、もちろんこれ以外にも不動
産業者を通じて売買が行わ

れる事例もあるでしょうけれども、やはりそこは
誰か買って下さいといたところで買手が
気に入らない物件だったらそれはマ
ッチングしないわけで、そこは市場
原理に基づいてやるしかないの
ではないかなというふうに思っ
てはおります。

○18番（岸本好且君） なかなかその
辺は難しいところなので、後志の
空き家バンクはバンクとして、余
市版の空き家バンク的なもの何
かできればいいかなと。昨日も
ちょっと出ましたけれども、例
えばそこに永久的に住まなくても、
やっぱり余市町に来て、短期間
の間でも余市で住んでみたい、
その中に例えば、私も何回も質
問していますが、農繁期の特に
サクランボの時期、ミニトマト、
そして今ワインの、昨日も話出
ていましたけれども、収穫時期
だとか、余市に行って体験も
含めて長期滞在したいと。その
中で住む場所というのはやはり
なかなか環境が整っていない
ということで、これがいいのか
どうか別として、もし所有者
のほうでそういう形で活用して
ほしいと、そういうことでお互
いに合えば、そんな活用方法
も、これは町がやるということ
でなくて、何か民間も含めて
そういうふうになればいいかな
とずっと思っているのですけ
れども、町長は今のそういう考
え方、これ人手不足の、前回の
私の質問の中でもそうなので
すけれども、実際に行くと、そ
ういうふうにしたいと思っ
ても実際に、そんな1日、2
日でないですから、やっぱり
長期間になると思えますけ
れども、それでこの住宅の環
境整備ということも含めて、
今回の質問とはちょっと離
れるか分かりませんが、そ
ういう活用の仕方をこれから
推し進めていくというのは、
町としてはどのように感じ
ていますか。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員
の質問に答弁させていただきたい
と思えます。

理想なのは、おっしゃるとおり、
空き家があるのであれば活用
できるように民間の例えば民
泊の業者ですとか、そういう
方々が参入してきて、や

っていただければいいのですけれども、町は不動産業者ではないので、直接やるという事態にはならないかと思いますが、そういうビジネスをやりたいとか、そういう人がおられたらもちろん空き家の情報なども含めてご相談には乗ることはできるでしょうし、様々な不動産会社とかしりべし空き家バンクを紹介するなど手法はあるかと思いますが、いずれにせよ民間の取引の中でやっていただくべきことだとは思いますが、理想はもちろんそういうマッチングがうまく進めばいいというふうには思っています。

○18番（岸本好且君） 次、予防推進、これは3番と4番、答弁をいただいていますので、あれですけれども、予防推進といってもこれは実際、特に冬は自然が相手ですので、どうやって予防するという決め手というのはなかなかないと思いますけれども、1点だけ、余市町を離れるときに例えばいろいろな事情があって、ご夫婦が、ご主人さん亡くなって、奥さんが娘、息子共に余市町を離れるわけです、実際。それで、当然転出届、役場に出していくわけですが、これも個人情報の関係があったり、それぞれ世帯の状況、どこまで聞き取り調査するかちょっとこれはなかなか難しいところなのですけれども、データベース化して、いろいろな情報を今やっていると思うのですけれども、転出するときに残していく住宅の管理についてはどうなのですかという、それは不良住宅になっていく可能性は十分ありますので、そういうので最初につかんでおいて、例えば連絡先、そういうことで後々の対策に、そういうもの何もなかったらそこで止まってしまうわけです。ですから、そういう、転出するときにいいのか、ちょっとその辺あれですけれども、そういうものというのは特にしていませんよ。私はそういうもの、ある程度相手もあることですが、したほうが予防になるということは私は思っているのですけれども、転出の際の対応といいますか、そ

こ現時点でどのような対応しているかちょっと聞きたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

転出時に空き家になるかどうかという質問とかはしていませんが、1年以上たった後にも法律に基づいて調査等できるので、そういう法律に基づいた動きについては担当のほうでは把握するようにしているということでございます。

○18番（岸本好且君） この空き家対策、いろいろ再質問させていただきましたけれども、やはりこれ絶対解決なかなか難しいと思います。これからますます永遠のテーマになると思います。余市町は風光明媚で、観光地としても、ましてニッカが国の指定になったということになって、これから多くの交流人口が増えていくというのは町民皆さん希望しているところですので、その意味で町並みをきちんとしていくと。最終的には所有者が責任持ってやらなければならない事項ですけれども、結果としていろいろなことができない。そこは、やっぱり町としても何らかの形で対策打っていくことが重要になってきます。

最後に、余市町の空き家の実態調査もして、現地調査をして、空き家等のデータベースに登録して、一元化していると思いますけれども、それは区会からの情報提供、あと担当課のほうで今町長おっしゃった現地調査をしっかりと。そのデータベース化の更新というのはきちんとその都度されていると思いますけれども、そこはすごく重要になってくると思うのです。ですから、そこら辺の更新が順調にされているのか。調査をして、いろいろな区会からの情報提供とか、そういうのがなかったら更新されませんよね。ですから、それを限られた時間の中で、今も区会のほうも区会の役員等で不足になって、なかなか地域の状況まで把握できない状況になっている中で、このデータ化の更新、これはどのようにしているか、今

後どのようにして生かしていくか、その辺最後に見解お聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 18番、岸本議員の質問に答弁させていただきたいと思います。

水道の閉栓状況などを見ながら、それは1年以上住んでいなかったら法律に基づいて調査できるということなので、随時更新しているということでございます。

○議長（中井寿夫君） 岸本議員の発言が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午後1時00分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位7番、議席番号10番、彫谷議員の発言を許します。

○10番（彫谷吉英君） 令和4年第1回定例会においてさきに出してある一般質問通告書に基づいて質問いたします。

令和4年度町政執行について。町長の就任以来約3年半たちましたが、ふるさと納税の自己評価は時代に合わせた、また土地柄の条件からの進展は見えるものの、経常収支比率改善はコロナ禍の影響で分子と分母の割合の変動が大きいことによると考えられるので、評価はどうかと思います。以下の点について質問いたします。

（1）、第5次余市町総合計画のメインテーマである未来に向けて住みやすいまちをつくることに全力を尽くすと述べていますが、具体的政策が見えていないのではないのでしょうか。例えば町内にある多くの老朽化した公共施設の在り方一つを取り上げて、管理体制の効率化ばかりを議論し、町民の期待を切り捨てようとしているようにも見えます。文化、歴史、スポーツ、教育等、町民の

生きがいを探求するための施設の充実が必要と考えられるが、建て替え等を含めた今後の方向性をお答え願います。

（2）、また次世代の可能性、資源の最大限活用、激動する社会への対応を3指針として、町民の負託に応えると述べていますが、多くの町民が望んでいるのは安心、安全、そして豊かな生活であります。これまで町長はどんな姿勢で臨んでこられたのでしょうか。町民の中には外務省に勤めた人だから、雲の上の人なのか、我々庶民の願いを理解しているのかとの評価も多いと聞いていますが、それについてどう応えていこうとしているのか具体的にお答え願います。

（3）、行政、財政運営について。町民と行政が連携して歩むまちづくりをうたっていますが、これまでのアンケート等はパブリックコメントなどによる意見の公募などに見られる一般町民がなじみの薄い上から目線で行っているもので、本来の町民参加にはならないと考えます。今回大問題になっている火葬場の新たな場所選定方法は、上から目線のお役所手法と言われております。町長の言われるパブリックコメント方式で町民に公募すべきと思いますが、お答え願います。

（4）、政策面で気になるのが観光であります。余市町は人口減少で、消費、税金等いろいろな面で減少になっております。こういうときに補うのが観光客誘致で、外からの人的流入であります。それも積丹町をはじめ5か町村の広域的な取組が必要と考えますが、町長の見解をお聞かせください。

以上、4つお願いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に答弁します。

まず、令和4年度の町政執行方針は、まだ読んでおりません。1点目の公共施設についてですけれども、公共施設の管理、運営方針については、施設の目的や利用状況を踏まえた上で、適正な公

共サービスの提供と施設の維持管理コストの縮減を念頭に人口減少等将来を見据えながら方針を検討していきます。今後は優先的に整備すべき公共施設を明らかにし、財政負担を考慮しながら計画的な再編を進め、民間ノウハウの活用や他自治体の先行事例を踏まえ、公共施設の有効活用を進めていきます。

2点目の町政執行に係る姿勢についてですが、私は就任時より余市町の明るい未来を創造するために議会、町民の皆様のご理解はもとより、国、北海道近隣自治体、民間企業などもしっかり連携しながら町政を執行してきたところであり、これからも町民の皆様の声を町政に反映させるべく様々なご意見、ご指導を賜りながら町政執行に臨みます。

3点目のパブリックコメントについてですが、本町のパブリックコメント手続は町の施策に関する基本的な計画や指針、条例等の策定や制定過程において案の段階でその趣旨、内容を公表し、町民から意見や情報を求め、提出された意見等を考慮して意思決定を行うとともに、意見等の概要及び意見に対する町の考え方を公表する手続であり、火葬場の場所の選定などについてはパブリックコメント手続の対象にはならないものです。

4点目の観光についてですが、人口減少に伴い停滞する社会、経済活動の活性化に向けては、観光を通じた交流人口拡大の取組は有力な選択肢の一つであると認識しており、北後志5か町村はもとより、様々な主体との連携によるスケールメリットを生かした観光客誘致に努めます。

○10番（彫谷吉英君） 通告質問に対する答弁に関して幾つかの再質問を申し上げます。

余市町ふるさと納税は今後増えていくと考えられますが、これら金額にしてどのくらいまで伸びると見えていますか。その時期は何年後を目標にしていますか。お答え願います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の質問に

答弁させていただきたいと思います。

ふるさと納税に関しては、私になってからは財政確保のための一手段として位置づけており、きちんとしたマーケティング戦略に基づいてふるさと納税の額を増やしてきたところで、これまで就任時より13倍の増加になったわけでございます。もちろん今後も伸びていくことを想定して、伸ばしていくような政策にしていきたいと思いますが、ある程度のところで高止まりになることが予想されるわけですが、額や時期について仮定のことにはお答えできませんが、いずれにせよ必要な政策として今後も増やしていく方針ではあります。

○10番（彫谷吉英君） 分かりました。

次に、次世代の可能性、資源の最大限活用、激動する社会への対応、3指針について伺います。次世代の可能性とは。資源の最大限活用とは。激動する社会への対応とは。具体的にお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたが、町政執行方針まだ読んでいないわけですが、総合計画でもそのような同じような趣旨のことは議論になっているわけですが、やはり未来に向けて住みやすい町をつくるという意味では、きちんと次世代が育っていかなければ高齢者の安心、安全も確保できないということから、きちんと若者も住みやすい町にするということがあるでしょうし、もちろん役場のスタッフの若手の教育など、そういうことを念頭に置いているわけですが、資源の最大限活用に関しても余市町が持っている様々な食資源があるわけですから、それを活用するとともに、あとは今老朽化が進んでいる施設なども選択と集中を進めて、そのような資源を最大限活用しながら効率化していくということです。激動する社会への対応に関しては、総合計画の中で議論になりましたけれども、10年先の計画

を今の段階からつくっておくというのはこのような激動する社会においてはなかなか意味をなさなくなっているというわけですので、コロナの話を見てもそうですけれども、このように激動する社会、今ウクライナの話もそうですけれども、このように予測がなかなか難しい社会に入っていくに当たって、この社会の流れをきちんと読んで、それに対応するような力強い役場ですとか政策の執行能力を意味しているということでございます。

○10番（彫谷吉英君） 次に、行政、財政運営の方針の中で町民と行政が連携して歩むまちづくりについて再度質問いたします。

これまで行政側から幾つかのアンケート等がされていますが、テーマが町民に十分理解される内容ではなく、パブリックコメントと言われる内容ではなかったのではないかと。他町村の先進例では、まず町民が自分たちの生活において何が問題なのかを洗い出し、テーマを絞って最終的にアンケートとして集約する順序で進めています。余市町の場合は行政側が結論を幾つか限定し、その中から選ばせるといういわゆる上から目線でやっているので、本来の町民参加にならないと考える。今回の火葬場の新たな場所選定方法は、まさにこの典型的な例であると言えます。火葬場の改築場所の計画は町民には周知せず、一方的に梅川に決定したことが問題で、失敗の原因の調査団、いわゆる第三者委員会をつくって、原因を突き止め、町民にオープンにし、町民を交えた建設委員会的な組織を立ち上げるべきで、これが本当のパブリックコメント方式と考えます。場所の選定は直すべきとの考えがありますが、お答え願います。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思えます。

パブリックコメントの定義を多分理解しておられないのではないかと思いますけれども、基本的には条例など策定する際にその趣旨を事前に周知

して、広く意見を募るとというのがパブリックコメントの趣旨であります。また、場所を直すべきではないかというようなのが最終的な問いだというふうに認識しますが、それについては昨日申し上げたとおり、都市公園のほうに造るということで進めていく方針であります。

○10番（彫谷吉英君） ふるさと納税については、今後も努力を期待します。

公共施設の将来については、過疎債やその他有利な返済条件の補助金等を探して、目の前の住民の安らぎのある生活を目指せる努力を願います。

パブリックコメントの意見集約については、形式だけでなく、これまでの手法をやり直すことが大切と考えます。今回のオリンピックでも国立競技場の設計計画の大失敗も大会エンブレムの失敗もコンサル任せが原因で、ゼロから出発して成功しています。今回の火葬場の場所選定は、余市町の将来発展に大きなことになると思っていますので、コンサル任せでなく、原点に返ることをお勧めします。これについて何かありましたら、お願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の再度の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

既に様々な意見を聞いていますけれども、引き続き様々な意見を聞きながら決めていきたいと思えます。

○10番（彫谷吉英君） それでは、最後の質問で、観光の面についてお聞きします。

余市は冬のスポーツ、花形のスキーについてはリフト、ゴンドラ等がなく、スキー場がない。ということが冬場の観光として考えられるのか。宿泊施設も冬は閑古鳥が鳴く。夏に集中的に泊まって遊ぶ場所を提供したほうが良いと思えますが、町長はどういう感覚でいるのでしょうか。この観光は消費拡大と雇用促進の増大を目指していくべきだと考えます。

○町長（齊藤啓輔君） 10番、彫谷議員の再度の

質問に答弁させていただきたいと思います。

冬の観光につきましては、観光協会が冬の観光発掘事業などやっており、スノーシュー体験ですとか旧余市福原漁場の冬の食事体験、様々な冬の観光コンテンツを掘り出しているところであります。

○10番（彫谷吉英君） それでは、以上で質問を終わります。

○議長（中井寿夫君） 彫谷議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時19分

再開 午後 1時30分

○議長（中井寿夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位8番、議席番号8番、白川議員の発言を許します。

○8番（白川栄美子君） 令和4年第1回定例会に当たり、さきに通告の1件について伺います。町長、教育長におかれましては、答弁のほどよろしくお願いいたします。

ヤングケアラーについて。ヤングケアラーとは、家族にケアが必要とする人がいる場合に大人が担うケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護など、主に障害や病気のある親や高齢の祖父母などの感情面でのサポートなども行っている18歳未満の子供のことをヤングケアラーと言われております。ヤングケアラーは家庭内でのデリケートな問題でもあることから、なかなか表面化しにくく、実態を把握されていないのが現状です。そもそもヤングケアラーという言葉自体も社会で広く認識されていないことも事実ですが、現実にはヤングケアラーと呼ばれる子供たちが多いということを知りたくてはなりません。全国市町村の要保護児童対策地域協議会において、ヤングケアラー

をどのように捉えているかを把握するとともに、実際に把握されている実態を知るためのアンケート調査を行ったと聞いております。以下、伺います。

本町の教育委員会、教育現場の先生方がヤングケアラー、この言葉自体をどのように認識されておられるのか伺います。また、ヤングケアラーの調査はどのような形で行われたのか、実態について伺います。

今後ヤングケアラーという言葉や存在、社会問題を広く知っていただくためにも啓発が必要と思うが、見解を伺います。

以上、よろしくお願いたします。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員のヤングケアラーの調査及び啓発の質問に答弁します。

ヤングケアラー調査につきましては、北海道がヤングケアラーも含めたケアラーの実態把握のため、令和3年度に関係機関を通じてアンケート調査を実施したところであり、現在北海道において支援条例制定の準備が進められているところです。本町といたしましても、北海道と連携を図りながら啓発を含めた取組を進めてまいります。

なお、教育委員会関係につきましては、教育長より答弁します。

○教育長（前坂伸也君） 8番、白川議員の教育に関わるご質問に答弁申し上げます。

ヤングケアラーは、子供の年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負うため、子供の育ちや教育に影響があるものと認識しております。学校現場は子供たちと接する時間が長く、日々の変化に気づきやすいことから、ヤングケアラーを発見しやすい立場にあると言われており、ヤングケアラーの解決には教職員と保護者の認知を深めることが重要であると考えております。

○8番（白川栄美子君） 今答弁いただきました。教育長のほうから私認識については答弁いただいているのですけれども、ヤングケアラーの調査を

行ったのかということだとか、あと実態はどうだったのかという答弁いただいていたのですが、多分なかったということは何も調査していないということで理解していいのかな、まず。

それで、ちょっと質問のほうに入りたいと思います。今回ヤングケアラーの調査研究の報告書をも私を見て、ヤングケアラーという言葉に多くの方が認識が低いということが多くの回答でありました。実態の報告書の内容を読んでも、本当に現実に胸が締めつけられるような思いになりました。ヤングケアラーの特徴の一つには、周囲の無理解への諦めや思春期の恥ずかしさなどから外部に自分のことを伝えることができず、孤立しがちになることだと。その背景とは家族の病気、また障害について話すことに引け目を感じ、相談する子供が少ないことです。また、家族なら支えて当たり前という風潮、この問題を隠す一因と指摘されておりますと。専門家は、ヤングケアラーという言葉が浸透していない中で、自分が該当すると理解していない子供たちが多いということなのです。本当は私はこの子供たちというのはもっといるのではないかと思っているのですけれども、余市町としては多分実態調査というのはされていないのかなと思うのですけれども、こういったヤングケアラーという子供たちというのは本当に氷山の一角ではないのかなということも専門家は指摘しております。本町においても生まれ育った環境で、それが介護であってもその生活が当たり前だと思っている、相談することもできない子供たちが実際にいるのではないのかなと思うのですけれども、その部分というのはどのように教育委員会としては捉えているのか伺います。

○教育長（前坂伸也君） 8番、白川議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ご指摘を受けました1回目の答弁で調査について触れていなかったということで、大変申し訳ご

ざいませんでした。国、道においてはご案内のとおり調査は実施しているところでございますが、本教育委員会の対応といたしましては令和3年度に各学期ごと、6月、9月、2月でございますが、町内の小中学校へ聞き取り調査を行っております。その結果、今現在は町内全ての学校からヤングケアラーと見受けられる児童生徒はいないという報告を受けているところでございます。

○8番（白川栄美子君） 分かりました。聞き取り調査をしたということで理解いたしました。

先日かな、大分前かな、NHKの中学生の約17人に1人がヤングケアラーという国の初の実態調査がありまして、これちょっと読ませていただいたら、本当に一人の体験なのですけれども、小さいときから自分の親が膠原病を患っていて、そのケアをしてきたと。それが本当に小学校の、これは9歳の頃からそれをずっと親のそばで介護してきたというお話がされていて、24年間ケアをしてきたと。母親が66歳で亡くなるのですけれども、その間ずっとやっぱり一番つらいのはお母さんだということ周りに、大人に言われることが多くて、自分の気持ちを打ち明けることができなかつた。そういう場所がなかったという、そういう体験をつづられておりました。本当に思ったこと素直に話せる場所があればよかったと思いますと、今になったらそういうふうにして、言えるのですけれども、当時はそういうことも何も言えなかつた。本当にそういうことを考えたときにヤングケアラーの早期発見のためには学校の役割というのは本当に大変大きくて、しかしながら教員間の意識の差が支援の壁になっているということもあると、そういうのも言われております。そんな中で、本当に学校というところが子供たちがどんな小さなことでも家族の問題を訴えていける環境に、学校の中でつくっていくのも一つではないのかなということをちょっと考えますが、どうでしょうか。

○教育長（前坂伸也君） 8番、白川議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま事例についてご発言もいただきました。学校の役割ということでご指摘も受けたところでございますが、私もまさにそのとおりだと思っております。ヤングケアラーは被害というか、子供たちにとってこれが当たり前だという自覚を持っておりまして、ある意味自覚がない中で潜在化して、なかなか表面化しづらいという、見つけづらいという大きな課題があるということで認識をしております。そういった中で、最初の答弁でも話をさせていただきましたが、学校現場は子供たちと接する時間が長くて、日々の子供の変化に気づきやすいということで、やはり学校現場でそういう苦しんでいる子を発見するというのがまず始まり、そこからいかに支援に結びつけていくかということが大切なことだと思っております。そういった意味では、私も口頭で調査をしているということでお話をさせていただきましたが、簡易な調査であります。繰り返しそういったことで学校に投げかけることによって学校現場での認知も高まるのではないかと考えておりますし、国や道からパンフレット等も来ておりまして、そういったものは当然学校現場、また保護者にも啓発資料としてお渡しもしております。そういった中で、学校現場で教職員の認知が深まるように今後も努力してまいりたいと考えております。

○8番（白川栄美子君） 学校現場でもいろいろ努力していきたいというお話をされておりました。今まで聞き取り調査ということでしてきたというのですが、今回札幌市でもアンケート調査をしたということで、令和3年11月から12月にかけて中高生の実態に対するアンケート調査をしております。その結果が今回出ておりましたけれども、本町としても再度認識を新たにして、アンケート調査などするべきではないでしょうかと考えるのですけれども、その部分はどういうふうを考え

ますか。

○教育長（前坂伸也君） 8番、白川議員の再度のご質問にご答弁を申し上げます。

先ほど口頭で調査ということでお話をさせていただきました。今その結果も含めていろいろそれでいいのかという部分も精査をしております。あとは、町長のほうで答弁もございましたが、今北海道のほうで条例制定をされるということで、条例の中で今後教育部署、教育現場がこういった取組を行わなければならないかということが明確になるかと思っています。そういった部分で当然具体的な条例が制定された後、道から具体的な指示等も出ると思いますので、そういったことも見極めながら、実際そういうアンケート調査が有効だということであれば、取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（白川栄美子君） アンケート調査で、多分口頭で聞くとなかなか子供たちも言いづらいのではないかなと思うのですけれども、逆にアンケートのほうで答えやすいのかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

最後になりますけれども、ヤングケアラーについては家庭内のデリケートな問題に関わることなので、本人や家族に支援が必要である自覚がないというケースもあると伺っておりますし、そういった理由から支援が必要であっても表面化しにくいとも言われておりますので、このために福祉、介護、医療、教育など様々な分野で連携し、ヤングケアラーを早期発見した上で支援を行うことが重要であると言われております。先ほどの町長の答弁の中でも国や道からも示されるということもありますけれども、今後ヤングケアラーの支援がどんどん進んでいくわけなのですけれども、進んでいく段階で相談を受けた場合に本当に門前払いやたらい回しにすることなく、しっかり受け止められるようにすることが必要ですので、各関係機関にヤングケアラーに関する周知、広報や研修を

行い、連携をしっかりと進めるということについての町長の見解を伺って、終わりたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 8番、白川議員の再度の質問に答弁させていただきたいと思います。

ヤングケアラーに関しては社会的な問題にもなっていますし、その啓発なども含めて関係機関と十分に連携を密にしながら進めていきたいと思っていますところでは。

○議長（中井寿夫君） 白川議員の発言が終わりました。

○議長（中井寿夫君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明3日は会議規則第8条の規定に基づき、午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 1時47分

上記会議録は、細川書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長 3番 中 井 寿 夫

余市町議会議員 10番 彫 谷 吉 英

余市町議会議員 11番 茅 根 英 昭

余市町議会議員 12番 近 藤 徹 哉